

直監告示第6号

令和7年1月15日付 直監告示第3号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年2月3日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

会計課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了(予定)時期
文書事務について	「自動収納機運用状況視察に係る出張命令(吉富町・築上町)」(直会第000075号)及び「自動収納機運用状況視察に係る出張復命について(吉富町・築上町)」(直会第000078号)に関して、会計課長の出張及び復命の決裁権者が誤っている。	「自動収納機運用状況視察に係る出張命令」及び「自動収納機運用状況視察に係る出張復命について」に関して、会計課長の出張及び復命の決裁権者が総合政策部長となっている。直方市事務代決及び専決規則では課長の出張及び復命の決裁権者は部長となるが、直方市職員等の旅費に関する条例第4条で旅行は任命権者又はその委任を受けた者の発する旅行命令等によって行わなければならないとされている。会計課長は市長の補助機関である会計管理者であるため、決裁権者は市長になると思われる。必要であれば他の自治体の例に倣い事務代決及び専決規則等により会計管理者等に委任するなど必要な措置を講じられたい。	指摘のとおり、会計管理者は市長の補助機関であり、決裁権者は市長となる。しかしながら、他部署の課長との整合から、会計課長の出張及び復命の決裁権者は部長(総合政策部長)とすることが望ましいと考えられるため、事務代決専決規則を所管する人事課と協議を行った。その結果、市長部局の部長が会計管理者の出張等について専決することができる旨を規定している他自治体の事務代決専決規則を参照の上、令和7年3月中に当該規定を含む形で本市専決代決規則を改正する予定である。	令和7年1月31日